

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
平成26年 6月30日	
都道府県知事 (市長)	殿
提出者	
住 所 兵庫県丹波市山南町小野尻267番地	
氏 名 株式会社大地農園 代表取締役 大地但 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0795-77-2311	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社大地農園 本社工場
事業場の所在地	丹波市山南町きらら通3番地
計画期間	平成26年4月1日から平成27年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	3229 他に分類されないその他の製造業
② 事業の規模	製造品出荷額 258,310万円 (平成25年6月1日から平成26年5月31日)
③ 従業員数	138名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項						
(管理体制図)						
別紙のとおり						
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項						
① 現状	【前年度（平成25年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ	汚泥	混合（廃プラスチック、ゴムくず）	燃え殻
	排出量	1,394 t	10 t	142 t	72 t	4 t
	（これまでに実施した取組） 加工時のロスを軽減する取組。 原料の不要な部分を軽減する取組。					
② 計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ	汚泥	混合（廃プラスチック、ゴムくず）	燃え殻
	排出量	1,200 t	200 t	140 t	70 t	4 t
	（今後実施する予定の取組） 加工時のロスを軽減する取組。 原料の不要な部分を軽減する取組。					
産業廃棄物の分別に関する事項						
① 現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 社内保管場所を廃油、廃アルカリ、汚泥、混合に分別して保管。					
② 計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃油に混合する廃アルカリをさらに分別する。					

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油	混合（廃プラスチック、ゴムくず）
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	102 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	101 t	47 t
	(これまでに実施した取組) 廃油焼却炉による熱利用と廃棄物減量。 混合廃棄物焼却炉による廃棄物減量。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃油	混合（廃プラスチック、ゴムくず）
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	120 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	119 t	47 t
(今後実施する予定の取組) 廃油焼却炉による熱利用と廃棄物減量。 混合廃棄物焼却炉による廃棄物減量。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項						
① 現状	【前年度（平成25年度）実績】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		0 t			0 t
	(これまでに実施した取組)					
② 計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		0 t			0 t
	(今後実施する予定の取組)					
産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
① 現状	【前年度（平成25年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ	汚泥	混合（廃プラスチック、ゴムくず）	燃え殻
	全処理委託量	1,292 t	10 t	142 t	22 t	4 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1,177 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	315 t	0 t	142 t	22 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	978 t	10 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 可能な限り、再利用、熱回収を行う業者への処理委託。					

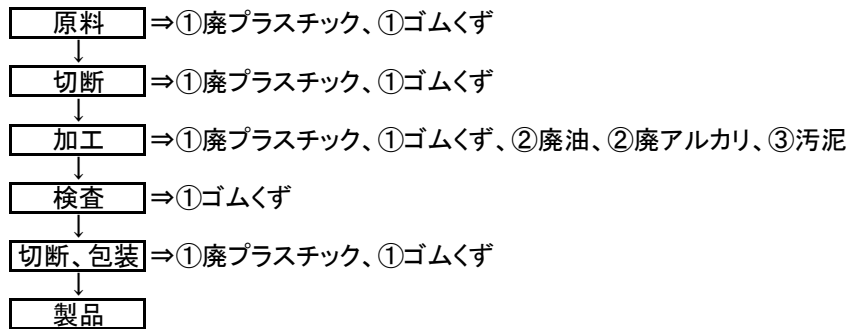
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ	汚泥	混合（廃プラスチック、ゴムくず）	燃え殻
	全処理委託量	1,080 t	200 t	140 t	20 t	4 t
	優良認定処理業者への処理委託量	384 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	480 t	0 t	140 t	20 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	600 t	0 t	0 t	0 t	0 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>廃油に混合する廃アルカリを分別し、再利用される廃油の割合を高める。</p>						
※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

○産業廃棄物の一連の処理の工程



①廃プラスチック、ゴムくず

収集運搬<委託:株式会社六輔舎>→破碎<委託:大本紙料株式会社>→熱源再利用
焼却→燃え殻は管理型処分場に埋立処分<委託:株式会社環境保全センター>

②廃油、廃アルカリ

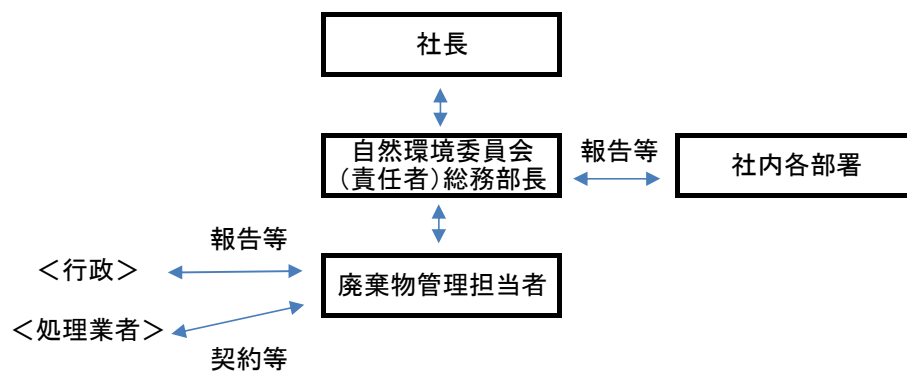
焼却→燃え殻は管理型処分場に埋立処分<委託:株式会社環境保全センター>
 収集運搬<委託:中部興運株式会社>→再利用<日本エコロジー株式会社>
 収集運搬<委託:本山運輸株式会社>→再利用<日本エコロジー株式会社>
 収集運搬<委託:株式会社パルテック>→焼却熱利用<委託:パルテック株式会社>
 収集運搬<委託:八光海運株式会社>→混合調整<委託:サンワ技研株式会社>→再利用燃料
 収集運搬<委託:中部興運株式会社>→焼却熱利用<委託:大東衛生株式会社>
 収集運搬<委託:舞鶴喜楽工業株式会社>→焼却熱利用<委託:喜楽工業株式会社>
 収集運搬<委託:株式会社ダイセキ>→燃料化<委託:株式会社ダイセキ>→再利用燃料
 焼却→燃え殻は管理型処分場に埋立処分<委託:株式会社環境保全センター>

③汚泥

収集運搬<委託:八光海運株式会社>→炭化<委託:八光海運株式会社>→再利用

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



*分担

廃棄物管理担当者

- ・廃棄物減量計画の立案
- ・廃棄物処理計画等の策定、行政へ報告
- ・処理委託業者の選定、契約等手続き、引渡し

自然環境委員会

- ・廃棄物適正処理の確認
- ・社内各部署への関係法令の教育、啓発、指導監督
- ・社内各部署への分別方法の徹底